

わかもの
こども・若者のみなさんにも知ってほしい!

あたら
新しくなった

じ どう ふく し ほう
児童福祉法

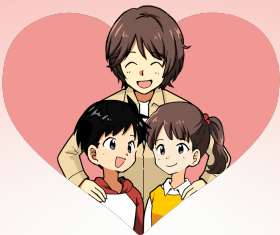
みなさんは、
ふだんこんなことを
おも
思っていますか?

はなし
話を聞いて
ほしい……

いえ
家にいるのが
つらい……

すべてのこどもや若者は、愛され、
まも
守られながら育つ権利があります。

こどもたちのために、
こどもたちを育てる大人のために、
必要^{ひつ ぶつ}なことを決めた法律^{き ほう りつ}が
児童福祉法^{じ どう ふく し ほう}なんです。



じ どう ふく し ほう じ どう ぎやくたい ぼう し ほう つぎ
児童福祉法(と児童虐待防止法)では次のようなことを決めています。

ぎやくたい たいばつ
虐待、体罰をしてはいけないこと

ぼうりよく う せい き じ ぶん たいせつ
暴力を受けること/おしりや性器など自分の大切なところを
さわられたり見られたりすること/食事が与えられなかったり、
ちようじ かんほお ころ ます こ と ば
長時間放っておかれること/心が傷つくような言葉をかけられること
などは「虐待」です。また、どのような理由があっても
「体罰」はしてはいけないとされています。

× ×
たい ばつ ぎやくたい
体罰 虐待

わたし み ちか
私たちに身近な
ほうりつ
法律なんだね

か てい じ ぶん い ば しょ おも
家庭や自分の居場所でつらい思いを
しているこどもが、相談できたり守って
もらえる場所や仕組みをつくること



じ どう そうだんじょ
児童相談所など



さとおやせいど
里親制度



じ どう ようご し せつ
児童養護施設など

すべてのこどもが健やかに育つための
場所をつくること



ほいくしょ
保育所



じ どう かん
児童館



ほうか ご じ どう
放課後児童クラブ



じ どう ほったつし えん
児童発達支援センター



子どもたちや
こ そだ なや
子育てに悩んでいる人のために、
つぎ
次のようなサポートを強化しました。

あんしん あんぜん いぼしよ
安心・安全な居場所をつくる

いえ がっこう いぼしよ かん あんしん
 家や学校に居場所がないと感じる子どもにも安心して
あんぜん す いぼしよ ひつよう ぼあい
 安全に過ごせる居場所をつくり、必要な場合は、
せんもんてき
 専門的なサポートが受けられるようにします。

いけん き
子どもの意見を聴く

じじよう ほご ひつよう
 さまざまな事情によって子どもを保護する必要がある
ぼあい いけん き
 場合には、子どもの意見を聴くことが決められました。

こ そだ なや ほごしや
子育てに悩んでいる保護者が
そうだん ぼしよ ふ
相談できる場所を増やす

こそだ ちゆう ほごしや そうだん
 子育て中の保護者が相談できる
かてい
 子ども家庭センターをつくるなど、
う まえ そうだん
 子どもが生まれる前から相談
ぼしよ ひと みちか ちいき
 できる場所や人を身近な地域に
ふ
 増やします。

こそだ かてい
子育て家庭のサポートを
そうき おこな
早期からしっかり行う

ほうもん かじしえん
 訪問による家事支援を
 はじめとしたさまざまな
ほうほう
 サポート方法を
ふ
 増やします。



わかもの なや おや
子ども・若者のみなさんの悩み／親の
こそだ なや でんわ エスエヌエス
子育ての悩みを「電話」や「SNS」で
きがる そうだん
お気軽にご相談できます。

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/soudan/tel/>

子どもまんなか
子ども家庭庁

ホームページは
 こちらから